

産業医科大学寄附講座及び寄附研究室規程

(平成 18 年 3 月 31 日産医大規程第 16 号)

最終改正 平成 20 年 3 月 31 日規程第 16 号

(目的)

第 1 条 この規程は、産業医科大学組織規程第 3 条第 14 項、産業医科大学産業生態科学研究所規則第 3 条第 5 項及び産業医実務研修センター規則第 4 条第 6 項の規定に基づき、寄附講座及び寄附研究室（以下「寄附講座等」という。）の設置、運用等について必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附講座及び寄附研究室)

第 2 条 この規程において寄附講座とは、個人若しくは法人又は団体からの寄附金により医学部医学科又は産業保健学部にそれぞれ設置される講座で、当該寄附金により当該講座の教育研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。

2 この規程において寄附研究室とは、個人若しくは法人又は団体からの寄附金により産業生態科学研究所又は産業医実務研修センター（以下「研究所等」という。）にそれぞれ設置される研究室で、当該寄附金により当該研究室の教育研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。

3 前 2 項に規定する寄附講座及び寄附研究室は、その内容により次の各号に掲げる区分をするものとする。

一 一般寄附講座等 当該学部の教育課程に編成される授業科目を担当しない講座及び研究室

二 科目担当寄附講座等 当該学部又は研究所の教授会の議を経た上で、学部の教育課程に編成される授業科目を担当し、単位の認定を行う講座及び研究室

4 寄附講座等は、講義、演習、研究指導等を行うことができる。

(設置及び運営の原則)

第 3 条 寄附講座等は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、本学の特色ある教育研究の推進及び充実を図ることを目的とし、本学の主体性が確保されるよう十分な配慮のもとに設置及び運営されなければならない。

(名称)

第 4 条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとし、寄附者からの申出により、当該寄附講座等の寄附者が明らかになるような字句を冠することができる。

2 前項の寄附者からの申出がある場合においては、次の各号に掲げる方法で表記するものとする。

一 「〇〇講座（△△寄附講座）」（〇〇は教育研究名、△△は寄附者名）

二 「〇〇研究室（△△寄附研究室）」（〇〇は教育研究名、△△は寄附者名）

3 寄附講座を担当する教育職員の名称は寄附講座教員とし、寄附研究室を担当する教員の名称は寄附研究室教員とする。

(設置申請)

第 5 条 寄附講座等を設置しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる

書類を、産学連携・知的財産本部（以下「知的財産本部」とする。）を経て学長に提出する。

- 一 寄附講座・寄附研究室設置申請書（様式第1号）
- 二 寄附講座等を担当する教員の資格審査に必要な書類（履歴書、研究業績等）
（設置審査等）

第6条 知的財産本部は、一般寄附講座等の設置審査及び当該寄附講座教員又は当該寄附研究室教員の選考を行い、審査等（寄附講座等の設置場所を含む。以下同じ。）の結果を学長に報告する。

2 知的財産本部は、科目担当寄附講座等の設置審査及び当該寄附講座教員又は当該寄附研究室教員の選考を行い、設置される学部又は研究所の教授会の議を経て、審査等の結果を学長に報告する。

3 寄附講座教員の選考は、寄附講座の設置が寄附金に基づくものであることを考慮し、通常の選考手続によらないことができ、かつ、選考基準についても、本学の教育、研究、診療等に支障が及ばない範囲で通常の基準によらないことができる。

（設置の決定等）

第7条 学長は、前条第1項及び第2項の審査等の結果に基づき、寄附講座等の設置の可否並びに寄附講座教員及び寄附研究室教員（以下「寄附講座等教員」という。）について決定し、理事長に報告するとともに知的財産本部を経て申請者に通知するものとする。

（存続期間）

第8条 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上とする。

2 寄附講座等を設置するときに決定した存続期間について、教育研究上有益と認められる場合は更新できるものとし、更新の手続は設置申請に準じて行うものとする。

（寄附講座等の構成）

第9条 寄附講座等には、少なくとも1名以上の教授、准教授又は講師に相当する教育職員を置くものとする。

2 寄附講座等には、寄附講座等責任者を1名置くものとする。

3 寄附講座等教員を学外から受入れるときは、次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる身分とする。

- 一 常勤の寄附講座等教員 特任教育職員
- 二 非常勤の寄附講座等教員 非常勤講師

4 前項第2号に規定する非常勤の寄附講座等教員のうち、本学の教育研究に多大の貢献が期待される者には、客員教授を称せしめることができる。この場合において、当該客員教授の任期は、産業医科大学客員教授規程第4条の規定にかかわらず、当該寄附講座等の存続期間とする。

5 教授会が必要と認めたときは、教授に相当する寄附講座等教員は、これに出席し、意見を述べることができる。ただし、当該寄附講座等教員は議決権を有しないものとする。

（寄附金の受入れ等）

第10条 寄附講座に係る寄附金（以下「寄附金」という。）は設置期間に係る総額を一括して受入れるものとする。ただし、継続して受入れることが確実であるときは、年度毎に分割して受入れることができる。

- 2 寄附金は、奨学寄附金受入事務取扱規程に定める奨学寄附金として受入れるものとする。
- 3 寄附金の10%は、産学連携活動に必要な管理経費とする。

(寄附講座等の中止)

第11条 寄附講座等教員は、当該寄附講座等を中止する必要があるときは、直ちにその旨を知的財産本部を経て学長に報告するものとする。

2 学長は、当該寄附講座等の遂行上やむを得ないと認めるときは、これを中止することを決定し、理事長に報告するとともに、知的財産本部を経て申請者及び寄附講座等教員に通知するものとする。

3 学長が寄附講座等の中止を決定した場合において、その理由が学校法人の責に帰すべき理由によるときは、学校法人は寄附金の取扱いについて当該寄附をした者と協議することができる。

(事務等)

第12条 寄附講座等の設置、運営等に係る事務は、大学事務部産学連携・研究助成課が担当する。

(成果の報告及び公表)

第13条 知的財産本部は、毎年3月末日までに寄附講座等の教育研究の成果について、学長に報告しなければならない。

2 知的財産本部は、寄附講座等が終了したときは、当該寄附講座等の教育研究の成果をとりまとめ、学長に報告するとともに公表することとする。

(知的財産権等の取扱い)

第14条 寄附講座等教員が創生した知的財産権等の取扱いは、産業医科大学知的財産管理規程、産業医科大学成果有体物取扱規程及び産業医科大学著作権取扱規程の定めるところによる。

2 寄附講座等で創生された知的財産権等は、学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）に帰属する。

3 前項の規定にかかわらず、当該寄附をした者の意向を考慮し、当該寄附をした者、寄附講座等教員及び学校法人の間で、知的財産権等の帰属について協議することができる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか寄附講座等の運用等について、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規程第38号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規程第16号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号

寄附講座・寄附研究室設置申請書

年 月 日

産業医科大学学長

殿

住 所

寄附者

印

下記のとおり寄附講座・寄附研究室を申込みます。

記

設置を希望する学部等	医学部・産業保健学部・産業生態科学研究所・実務研修センター	
寄附講座・寄附研究室の名称		
寄附者		
寄附者の概要		
寄附予定額		
寄附の時期及び期間		
寄附方法		
担当予定教員名及び職名		
講座・研究室開設のため希望する居室及び実験室等の規模		
寄附講座・寄附研究室の教育研究の概要	授業科目の担当及び単位の認定	有 ・ 無

様式第1号の2

担当予定教員の履歴及び研究歴等

履 歴
研究歴
発表業績等：著者氏名・発表論文名・学協会誌名・発表年（西暦）・巻号（最初と最後の頁）、特許の取得及び申請状況